

徳島県告示第四十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による  
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の  
ように告示する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

美馬市脇町字井口六八四

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井口六八四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産  
部森林土木・保全課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)